

早期の教育相談支援体制の整備

〔計画のポイント〕

障害のある乳幼児とその保護者に対する，早期からの教育相談支援を充実させます。

- ・教育，医療，保健，福祉等の関係機関，さらに民間の関係団体やNPO等の連携・協力による地域の相談支援ネットワークの整備
 - ・特別支援学校における，早期からの教育相談支援のための校内体制の整備
 - ・市町村が実施する療育相談（または発達相談）等の事業への，特別支援学校からの協力
- 就学前の幼児に対する「個別の支援計画」の作成と適切な就学の支援を行います。
- ・保育所，幼稚園，認定こども園^{*1}における，障害のある幼児の「個別の支援計画」の作成に関する特別支援学校からの協力
 - ・市町村教育委員会が行う就学相談における，本人・保護者に対する県教育委員会からの必要な情報提供

1 早期の教育相談支援の充実

(1) 特別支援学校の校内体制の整備と他機関との連携

今後，特別支援学校では早期からの本人・保護者や関係者の教育相談等に対応するため，校内体制の一層の整備を図ります。

早期からの教育相談の充実を図るため，特別支援学校がもつ教育資源の有効活用と継続的な教育相談の実施

教育相談の充実を図るため，校内組織の整備や特別支援教育コーディネーターを中心とした教員の専門性向上を図る研修体制の整備

視覚障害，聴覚障害，肢体不自由，病弱，知的障害，LD, ADHD，高機能自閉症等，障害に応じた相談の円滑な実施及び他機関との連携

(2) 地域における早期の教育相談支援ネットワークの構築

市町村の療育機関，保育所，幼稚園，認定こども園，特別支援学校等は相互に連携して，乳幼児の発達や子育てに不安を抱く保護者が気軽に安心して相談できる体制を目指します。その際，保護者が障害の受容や前向きな子育てができるよう，適切な支援を行います。

（【地域における早期の教育相談支援のネットワーク図】参照）

*1 認定こども園 幼稚園や保育所等において、0歳児から就学前の子ども全てを対象に、保育と教育の一体的な提供や、地域の子育て支援を行う機能をもつ施設で、都道府県が認定したもの。認定されると、幼稚園であれば子どもを預かる時間が8時間まで延長でき、保育所であれば保護者の就労を問わず入所できる。認定こども園設置法が成立し、平成18年10月から施行されている。

2 就学前の幼児に対する「個別の支援計画」の作成と適切な就学の支援

(1) 「個別の支援計画」の作成

特別支援学校は、市町村の専門家チーム、医療関係機関やマザーズホーム^{*1}等と連携して、保育所、幼稚園、認定こども園における、障害のある幼児の「個別の支援計画」の作成に協力します。

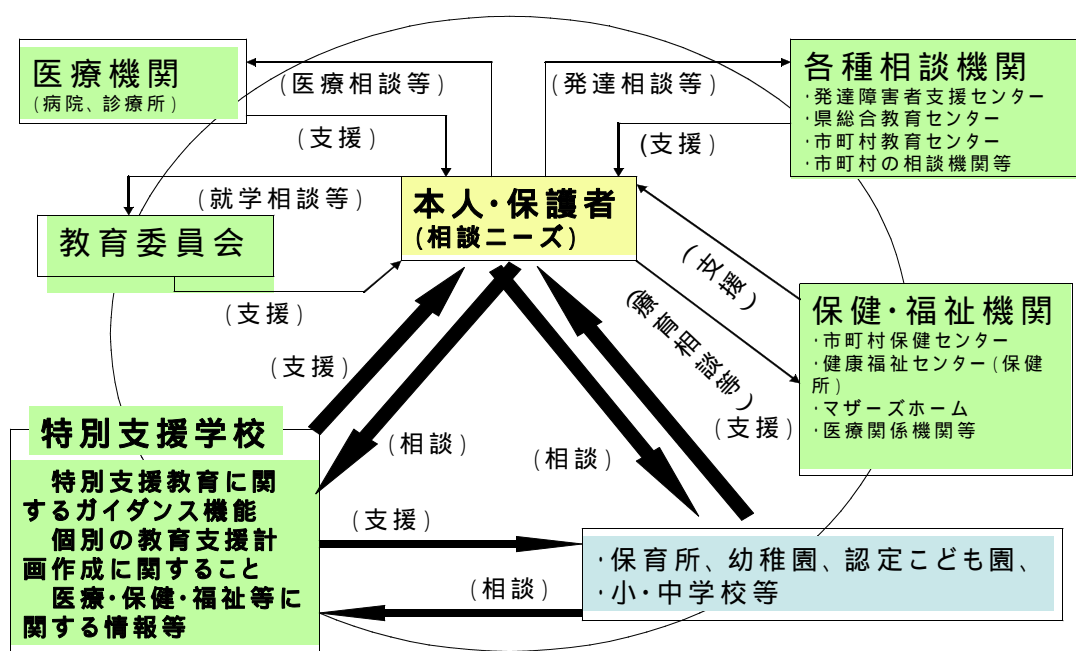
(2) 就学相談の実施

就学相談について、県教育委員会は、市町村教育委員会が就学に関する専門家からの意見を聴いた上で必要な説明を行い、本人・保護者の意見を聴き総合的な見地から就学相談が行えるよう、適切な支援を行います。

例：就学に関する必要な情報提供、保護者の要望等に応えた学校見学や体験入学の実施、など。

(3) 認定就学者制度等の周知

県教育委員会では、市町村の就学事務担当者に必要な助言、就学相談のための研修会を実施します。また、認定就学者制度等について周知を図ります。



(図3) 地域における早期の教育相談支援のネットワーク図

〔「発達障害者支援センター」^{*2}は脚注参照〕

*1 マザーズホーム 発達の遅れや障害のある子どもに対して、健全な育成を図るための親子の通園施設。いろいろな遊びや規則正しい生活を繰り返すことで、保護者とともに子どもたちの心と身体を育てることを目的にしている。

*2 発達障害者支援センター 発達障害者支援法に規定された業務を行う機関をさす。主な業務として、発達障害の早期発見、発達障害者及びその家族に対する相談や助言、就労の支援等を行う。本県には、現在「千葉県発達障害者支援センター (CAS:Chiba prefecture Autism Support centerの略)」がある。